

## 避難所における新型コロナウイルス感染症予防対策

☎危機管理課 ☎22-1452

令和元年東日本台風をはじめ、近年激甚化する自然災害などに備えるとともに、避難所の新型コロナウイルス対策として、適切な衛生環境を維持するために必要な災害備蓄品などの整備を行い、感染予防体制の確保を進めます。

### ■備蓄品などの整備

避難所用感染予防対策用備蓄品（避難所用パーテーション、避難所用段ボールベッド、非接触型体温計、手指用アルコール消毒液、液体せっけんなど）、防災用備品備蓄倉庫、被災者支援システムなどを整備します。



▲既存の備品を活用したパーテーションと段ボールベッド



▲主な避難所用感染予防対策用備蓄品

## 「自らの命は自らが守る」 災害に備えてとるべき行動をもう一度確認しよう！

- テレビ・ラジオ・インターネットや、緊急性の高い情報は「しろいし安心メール」や「白石市公式LINE」で正確な情報を確認しましょう。

災害の発生に備えて、いろいろな方法で正確な情報を入手しましょう。



- 市から「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」、「避難指示（緊急）」の避難情報が発令されたら、指定避難所などへ避難しましょう。

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、指定避難所へ行く必要はありません。

また、避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

- 指定避難所へ避難する場合は、あらかじめ最低限の必需品をご準備ください。

市の備蓄品には限りがあります。飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬、マスク、体温計などを準備し、避難してください。皆様のご協力をお願いします。

## 事業継続支援金

☎商工観光課 ☎22-1321

売上高が減少している事業者の方に対し、事業継続を下支えするための支援金を給付します。

■対象者 ①～⑤すべてに該当する方。

- ① 市内に事業所や店舗を有する法人または個人事業者（大企業を除く）で、対象業種に該当する方
- ② 令和2年7月以前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 売上高が本年2月～9月までの任意の1カ月間と、前年同月と比較して20%以上減少している方
- ④ 市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付を受けていない方（国の持続化給付金との併給は可能）
- ⑤ 令和元年12月までの市税を滞納していない方

■給付額 1事業者につき20万円（申請は1回限り）

■申請期限 10月30日（金）

## 畜産農家経営継続支援金

☎農林課 ☎22-1253

売上高が減少している畜産農業者に対し、経営継続を下支えするための支援金を給付します。

■対象者 市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する常勤従業員が20人以下の法人で、①～③すべてに該当する方。

- ① 市内で畜産業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある方
- ② 家畜伝染病予防法に基づく定期報告のあった方
- ③ 令和元年12月までの市税を滞納していない方

■給付額 【限度額 法人300万円 個人100万円】肥育牛1頭につき1万円（育成期間が9カ月未満は5千円）、繁殖牛1頭につき5千円

※定期報告書の和牛飼養頭数が対象

■申請期限 10月30日（金）

## 高齢者通いの場への衛生資材配布

☎長寿課 ☎22-1361

地域で介護予防に取り組んでいる高齢者の皆さんが安心して活動できるよう、市内の通いの場（高齢者サロンなど）に感染防止物品を配布します。



## 家賃支援給付金

☎商工観光課 ☎22-1321

国の家賃支援給付金を受給した事業者の方に対し、市独自の支援金を上乗せします。事業に用いている地代や家賃（賃料）が対象です。

■対象者 ①～③すべてに該当する方。

- ① 国の家賃支援給付金を受給した事業者
- ② 市内に賃借している土地や建物があり、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 令和元年12月までの市税を滞納していない方

■給付額 支払賃料6カ月分と、国から支給を受けた給付金の差額のうち、1事業者につき4分の3を上乗せ給付。上限は20万円。

■受付期間

10月1日（木）～令和3年2月26日（金）

※詳細は現在検討中です。決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

## 園芸農家経営継続支援金

☎農林課 ☎22-1253

売上高が減少している園芸（野菜・花き・果樹）農業者に対し、経営継続を下支えするための支援金を給付します。

■対象者 市内に住所を有する個人または市内に事業所を有する常勤従業員が20人以下の法人で、①～⑤すべてに該当する方。

- ① 市内で園芸作物の生産を行う園芸農業者
- ② 令和元年6月以前から園芸農業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある方
- ③ 本年2月～6月までの任意の1カ月間と、前年同月と比較して売上高が20%以上減少している方
- ④ 前年の園芸農業収入額が40万円以上である方
- ⑤ 令和元年12月までの市税を滞納していない方

■給付額 1事業者につき20万円

■申請期限 10月30日（金）

## 自宅での介護予防体操DVD作成・配布

☎地域包括支援センター ☎22-1466

自宅に居る時間が長くなる中で、フレイル（虚弱）予防対策として作成した自宅できる介護予防体操（いきいき百歳体操）の動画を希望する方に配布します。

